

契約締結前に交付する書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。お客様は、当方との契約にあたり、この書面をよくお読み下さいますようお願い申し上げます。

名称 トレードマスターラボ 堀田 勝己
住所 〒532-0011
大阪市淀川区西中島4-4-16 NLC新大阪6号館601
電話番号 070-6505-0421
金融取引業者 当方は、投資助言・代理業を行う金融商品取引業者です。
登録番号 近畿財務局長（金商）第317号

1. 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当方の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当方の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当方はこれを賠償する責任は負いません。

2. 提供する投資助言の内容および方法・報酬等

当方は、お客様と取り交わす投資顧問契約にもとづいて、以下に掲げる会員区分にしたがって投資助言を行います。

お客さまは、当方と取り交わす投資顧問契約にもとづいて、以下に掲げる会員区分にしたがって報酬をお支払いただきます。

(1) 投資助言業務の方法及び内容並びにその回数

会員区分	(期間)	報酬額(税別/円)	内容及び方法
シグナル mode-A 会員			会員は、当方が企画するシグナル mode-A 会員向けサービスプランの中から、希望するサービスを選択し、利用することができるものとします。 サービスプランは、主に日経225先物、株式、FX、CFDに関する投資手法・判断(自らの売買状況を含む)等に関する情報のいずれかを、担当アドバイザーより提供します。情報は、月1回以上
・日経225 日中寄りシグナル	1ヶ月 入会金	5,000 30,000	
・日経225 ナイトセッション シグナル	1ヶ月 入会金	5,000 30,000	

<ul style="list-style-type: none"> ・日経 225 スウィング シグナル 	1ヶ月 入会金	5,000 30,000	を目安に、メール配信、ウェブサイト上での公開・ダウンロードにより行います。
シグナル mode-B 会員			<p>会員は、当方が企画するシグナル mode-B 会員向けサービスプランの中から、希望するサービスを選択し、利用することができるものとします。</p> <p>サービスプランは、主に日経 225 先物、株式、FX、CFDに関する投資手法・判断（自らの売買状況を含む）等に関する情報のいずれかを、担当アドバイザーが取捨選択し提供します。情報は、マーケット営業日毎に1回を目安に、メール配信、ウェブサイト上での公開、ソフトウェアにより発信されるシグナル等により行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・Live トレード 225 	1ヶ月	28,000	
シグナル mode-C 会員			<p>会員は、当方が企画するシグナル mode-C 会員向けサービスプランの中から、希望するサービスを選択し、利用することができるものとします。</p> <p>サービスプランは、主に日経 225 先物、日経 225 オプションに関する投資手法・判断（自らの売買状況を含む）等に関する情報のいずれかを、メール配信、ウェブサイト上での公開より発信されるシグナル等により行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・オプション忍者 	1ヶ月	22,963 (税込 24,800)	
			上記いずれかの会員は、当方が随時企画するセミナー、WEBサービス企画、コミュニティへの参加、メルマガ配信等（有料・無料）の会員限定サービスをご利用いただくことができます。

- ※ いずれのサービスも、担当アドバイザーの売買状況、相場動向等に応じて、提供を見送る場合があります。
- ※ オプションサービスについては、企画の都度、報酬額を決定します。
- ※ 長期継続特典付きのサービスについては、サービス開始後であってもご希望によりいつでもお渡しが可能です。

① 契約期間

契約期間は、契約を締結した日の翌月の月初めから、お申し込み時にお客様が選択し

た会員区分（期間）にしたがって、決定するものとします。

なお、お客様のお申し出により、契約を締結した日の翌月の月初めより前に、サービスを開始した場合は、サービスを開始した月の月初めからサービスを開始する日の前日までの期間を控除して、お申し込み時にお客様が選択した会員区分（期間）にしたがって、契約期間を決定するものとします。

契約期間満了日の10日前までに、お客様ご自身で契約を解除し、更新しない旨の意思表示をしない限り、従前の契約内容と同一条件にてお申し込み時の会員区分（期間）にしたがって契約は自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

② 報酬の支払時期、支払方法

報酬は、前払いとし、契約期間の開始までにお支払いいただきます。

なお、契約を更新する際は、契約を更新するまでにお支払いいただきます。

報酬の支払方法は、銀行振り込み、クレジットカードでの支払いのみとなります。

③ 購読自動クレジットカード決済について

購読自動クレジットカード決済は、契約が自動更新となり、退会の申出がない限り毎月課金されます。更新手続は要しません。

[契約の解約・退会]

毎月定期購読のクレジットカード決済を利用している会員は、次回課金日の10営業日前までの当方所定退会方法の意思表示により、次回契約期間満了日をもって退会するものとします。なお会員はすでに発生した本サービスの利用料金等については当方所定の方法で支払うものとします。

3. 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。

また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じ

た損失の額が証拠金を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。
信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

③先物・オプション取引

株価指数先物・オプション取引の価格は、対象とする日経平均株価指数の変動等により上下し、損失が発生することがあります。委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

日経225オプション取引の売り方は取引金額が差入れる証拠金の額を上回るおそれがあり、市場価格が予想とは反対方向に変化した場合の損失が限定されていません。

④ 外国為替証拠金取引等のリスク

為替変動リスク：外国為替証拠金取引等は、為替相場の変動リスクを伴う商品です。為替相場がお客様の予想通りに変動した場合は利益が得られる反面、為替相場がお客様の予想と反して不利な方向に変動した場合は、お客様が損失を被る可能性があります。

金利変動リスク：外国為替証拠金取引等では、お取引の決済が行われない限りスワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントは、各国の景気や政策等、様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて見直されます。そのため、その時々々の金利水準によってスワップポイントの金額が変動する可能性があります。

また、スワップポイントをお客様が支払う場合、当該支払いにより、ロスカットレートが変動し、ロスカットまでの値幅が縮小する、又は、自動決済となる可能性があります。

流動性リスク： 金融市場の状況によっては、お客様が期待する為替レートでお客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となるリスクがあります。

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際・週初めのオープンにおけるお取引等、当社の通常の営業時間帯であっても金融市場の状況によっては、レートの提示が困難になる可能性があります。また、政治、経済又は金融情勢の変化、各国政府の規制や外国為替市場の規制、通信障害、戦争、テロ等、不測の事態による取引制限が生じる可能性があります。

信用リスク： 外国為替証拠金取引等は、お客様と証券会社との相対取引となりま

すが、証券会社ではお客様とのお取引はカバー取引相手先との間でカバー取引を行うことにより、相対取引で生じたリスクをヘッジしています。したがって証券会社が注文を発注するカバー先金融機関等の信用状況の悪化により、お客様が損失を被ることがあります。

レバレッジ効果によるリスク：外国為替証拠金取引等では、預託すべき委託証拠金に比べてより大きい金額の外国為替証拠金取引等を行うこととなります。そのため委託証拠金の額を上回る多額の利益を得る機会があると同時に多額の損失を被る可能性があります。

⑤インターネット取引に伴うリスク：

1 先金融機関、証券会社、お客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しない（システムの障害、回線の混雑等）ことにより、お客様が注文の発注、執行、確認、取消などが行えない等、支障が生じる可能性があります。

2 システム上の何らかの事情により、お客様に市場実勢と乖離したレートを提示し、そのようなレートを基準として約定が成立した場合は、約定が取り消される可能性があります。

3 インターネット取引においては、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、又は意図しない注文が約定する可能性があります。

4 インターネット取引においては、ユーザーID・パスワードの情報が盗聴等により第三者に漏洩し、第三者が漏洩情報を悪用し、お客様に損害が発生する可能性があります。

4. 契約の解除

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。

具体的な取扱は、次のとおりです。

①クーリング・オフ期間内の契約の解除

◇お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日間を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

◇契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

◇契約の解除に伴う報酬の精算は、次の通りとなります。

投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

：投資顧問契約締結のために通常要する費用（書類、通信費等）相当額をいただきます。（但し、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）

投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数）をいただきます。

※長期継続契約（3ヶ月以上の契約期間）の特典として、お渡しした有料商品がある場合は、商品代の相当額を引いた返金となります。

※この場合、計算の結果生じた1円未満の端数は切り捨てます。

※また、報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。お客様は、契約解除に伴う損害賠償、違約金は支払わないものとします。

②クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

◇クーリング・オフ期間経過後、契約の解除を希望する会員は、契約を解除しようとする日の10日前までに、電子メールによる意思表示を行うことで契約を解除することができます。

◇原則として、クーリング・オフ期間経過後の契約の解除は、下記の当方所定の算出方法に従って報酬額の返金に応じるものとします。

◇前項に掲げる当方所定の算出方法は、下記の通りとします。

{ (会員区分に従った利用料金総額－既に経過した契約月数×会員区分1ヶ月に従った利用金額) }

※長期継続の特典としてお渡しした有料商品がある場合は、3ヶ月未満の契約解除に関しては、商品代の相当額を引いた返金となります。

既に経過した契約月数については、月初から月末までを1ヶ月単位とし、解約の意思表示があった日を含む月も既に経過した月数に含まれるものとします。

※この場合、計算の結果生じた1円未満の端数は切り捨てます。

※また、報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。お客様は、契約解除に伴う損害賠償、違約金は支払わないものとします。

5. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等へ課税が発生します。

6. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又は、クーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出があったとき
（詳しくは上記5. 契約の解除の適用を参照ください。）

- ③ 当方が、契約の不成立及び契約解除に該当すると判断したとき
- ④ 当方が、投資助言・代理業を廃業したとき

7. 禁止事項

当方は、当方が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は、外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は、外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買、又は市場デリバティブ取引
 - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当方および当方と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当方及び当方と密接な関係のある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

8. 当方の苦情処置措置について

- ① 当方は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めております。
当方の苦情等の申出先は、下記「11. 会社の概要」の通りです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。
 - (1) お客様からの苦情等の受付
 - (2) 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
 - (3) 解決案のご提示・解決
- ② 当方は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当方が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

◆特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

住所：〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電話：0120-64-5005（フリーダイヤル）

（月～金／9：00～17：00 ※祝日等を除く）

9. 当方の紛争解決処理について

当方は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当方が加入し

ています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当方との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合には、上記の連絡先までお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- (1) お客様からのあっせん申立書の提出
- (2) あっせん申立書の受理とあっせん委員の選任
- (3) お客様からあっせん申立金の納入
- (4) あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- (5) あっせん案の提示、受諾

10. その他の概要

分析者・投資判断者	石田 豪 ・ 堀田 勝己
助言者	担当アドバイザー 石田 豪 ・ 堀田 勝己
当方への連絡方法及び 苦情等の申出先	お問い合わせ窓口は070-6505-0421 電子メール info@trade-ml.jp
加盟協会	一般社団法人日本投資顧問業協会
他の事業	セミナー等の企画・開催 各種情報商材の販売 情報提供サービス

会員規約（トレードマスターラボ）

第1条（目的）

1. 本規約は、トレードマスターラボ（以下「当方」という）が提供する全ての情報サービス（以下「当サービス」という）の利用者（以下「会員」という）に適用される諸条件を定めることを目的とします。

第2条（本規約の範囲）

1. 本規約は、当サービスの利用に際し、当方及び会員に適用されるものとします。

2. 本規約に定めのない事項で、当方より発する各案内や通知に記載する規定は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾したものとみなします。

第3条（本規約の変更）

当方は、会員の承諾を得ることなく、当方が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。

第4条（会員の資格）

1. 会員とは、次の各号のすべての要件を満たし、当方所定の入会申し込み手続きを取り、当方が入会を承諾した実在する法人又は個人の方とします。

①本気で日経 225 先物取引に取り組んでいる、または取り組む予定の方

②第13条に定める禁止行為の他、下記行為の禁止を厳守できる方

- ・ 冷やかしたり荒らし行為
- ・ 主催者が一方的に新規売買・反対売買の数字を発言する行為
- ・ 当サービスに関連する内容以外の質問や会話を行う行為

③退会を希望する場合、当方までメールにて、退会の旨と退会理由を通知する等真摯な対応ができる方

④過去に本規約違反等により会員資格の取り消し処分を受けたことがない方

2. 当方は、入会の申込に対し、必要な審査・手続等を経た後にこれを承諾します。場合によっては、承諾に数日を要するケースがあるものとし、当方が当該承諾を行った時点で、入会が成立するものとします。

3. 前項に規定する入会の審査・手続等が完了するまでの間、当方が認めた場合は、入会の申込者は、当サービスの一部又は全部の機能を、この会員規約に基づき利用することができます。但し、このことは当方が前項の承諾を行ったとはみなされず、入会の申込者がこの会員規約に違反した場合等は、審査・手続等が完了するまでの間であっても当方は直ちに当該利用を停止するとともに入会の申込を承諾しないことがあります。

4. 会員は、当方所定の入会申込手続きを行った時点で、この会員規約の内容に対して承諾したものとみなします。

第5条（申込の不承諾と利用停止等）

1. 当方は、審査の結果、申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の会員契約の申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込者が実在しないこと。

(2) 申込の時点で、会員規約の違反等により、ID・パスワードの一時停止、強制退会処分もしくは入会申込の不承諾を現に受け、又は過去に受けたことがあること。

(3) 申込の際の申請事項に、虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあったこと。

(4) 申込をした時点で当方の提供するサービスの利用料金の支払を怠っていること、又は過去に支払を怠ったことがあること。

(5) 申込の際に決済手段として当該申込者が届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされていること。

(6) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込の手続が成年

後見人によって行われておらず、又は申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったこと。

(7) 当方の業務の遂行上又は技術上支障があるとき。

2. 既に当サービスの利用を開始している場合でも、会員が前条第1項に掲げるいずれかの要件を満たさないこととなった場合や前項のいずれかに該当することが判明した場合、当方は、会員へ事前の通知・催告をすることなく、当該会員に対し当サービスの利用の一時停止又は会員資格の取り消しを行うことができるものとします。
3. 前条第3項又は前項により当方が入会の申込の不承諾を決定するまでの間または当サービスの利用の一時停止又は会員資格取り消しに至るまでの間に、当該申込者等が当サービスを利用したことにより発生する利用料金等は、当該申込者等の負担とし、当該申込者等は契約締結前交付書面に記載する〈クーリング・オフ期間経過後の契約の解除〉時における清算規定に従って、当該利用料金を清算するものとする。

第6条 (変更の届出)

会員は、お申し込み内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当方に通知するものとします。当該通知がされなかったことによる会員の不利益に対して、当方は一切の責任を負わないものとします。

第7条 (内容等)

1. 当方は、当方の判断により、会員への事前の通知なく、当サービスにおいて会員に提供するサービスの内容の追加、変更、廃止等を行うことができるものとします。
2. 当方は、当サービスにかかるシステムの保守点検及び不測の事態等の事由が発生した場合、会員への事前通知なく、当サービスの提供を一時的に中断、停止することができるものとします。
3. 前2項による当サービスの変更、停止等につき、当方は一切の責任を負わないものとします。

第8条 (利用料金等)

1. 当サービスの利用料金とその算出方法及び支払い方法等は、契約締結前交付書面に別途定める通りとします。
2. 当サービスの利用料金等は、会員の承諾なく相当な手段による事前通知により適宜改定されることがあります。
3. 当方は、会員により支払われた当サービスの利用料金が、定められた料金に満たない場合は当該会員に追加請求できるものとし、その追加料金が支払われない場合には、会員資格の一時停止又は取り消しを行えるものとします。

第9条 (ID、パスワード等の管理)

1. 当サービスは、新たなサービスや個別のオプションサービスの提供など今後のサービス展開に応じて、会員ごとにIDやパスワード等を発行する場合があります。
2. 会員は、当方より貸与されたID、パスワード等の管理、使用について一切の責任をもつものとします。
3. 当方は、会員のID、パスワード等の不適切な管理、使用上の過誤又は第三者による不正使用等に起因して会員が損害を被った場合でも、当該損害につき、一切の責任を負わないものとします。

4. 当方より会員に貸与したID、パスワード等は、申し込み時に手続きを行った者のみが利用できるものとし、会員以外の第三者に利用させたり、譲渡、貸与、名義変更、相続したりすることはできないものとしします。

第10条（設備等）

会員は、当サービスを利用する為に必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、当サービスが利用可能な状態に整備するものとしします。

第11条（退会及び退会の手続き）

1. 会員は、契約期間の自動更新をしなかった場合、契約期間の満了日の正午をもって退会するものとしします。その他、会員は、会員又は当方からの書面による契約解除の意思表示をもって退会するものとしします。
2. 会員資格は一身専属性のものであり、当方は、当該会員の死亡を知り得た時点をもって当該会員にかかる会員資格は消失したものとします。

第12条（免責事項）

1. 投資の最終的な判断は、会員自身の判断で行われるものであり、当サービス又は当サービスを通じて他のサービスを利用することにより生じた会員の損失又は利益について、当方は一切の責任を負わないものとしします。
2. 会員が当サービスを利用するための環境（パソコン等の端末機器やソフト・ウェア等）に関して、当方は一切の責任を有しないものとし、当該環境が原因で利用できない場合においても料金の返還、減額等を行いません。また、当方は、当該環境整備のための助言、サポート行為を行う責任はないものとしします。
3. 当方又は会員のサーバー、ネットワーク機器、回線などの故障、停止、停電、天災、保守作業その他の理由により当サービスの提供の中断、遅延等が生じ、その結果、会員が当サービスの利用不能による損害又は情報の滅失又は損壊等の損害を被った場合でも、当方は一切の責任を負わないものとしします。
4. 会員が当サービスを利用することによって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用負担において処理解決し、当方に損害を与えないものとしします。
5. 会員が、本規約に違反した行為又は不正もしくは違法な行為によって当方に損害を与えた場合、当方は、当該会員に対して損害賠償の請求を行うことができるものとしします。

第13条（禁止行為）

1. 会員は、当サービスにおいて以下の行為をしてはならないものとしします。当方は、会員が以下の項目で禁止されている行為を行った場合又はその疑いが高いと認められる場合、その行為に関する責任は当該会員が負い、当方は一切の責任を負わないものとしします。また、会員が以下の項目で禁止されている行為によって当方に損害を与えた場合、当方は、会員に対して被った損害の賠償を請求できるものとしします。
 - (1) 当サービスの利用に関し、事実と異なる内容で申し込み等を行う行為
 - (2) 本サービスで提供している情報等を無断で公開、漏洩、改ざんする行為

- (3) 公序良俗に反する行為、犯罪的行為その他法令に違反する行為
 - (4) 他の会員又は第三者に不利益を与えるような行為
 - (5) 当サービス及び当方の運営を妨げる行為
 - (6) 当サービス及び当方の信頼を毀損するような行為
 - (7) 他の会員のID、パスワード等を不正に使用する行為
 - (8) 他の会員、第三者又は当方の著作権等の権利を侵害する又はそのおそれがある行為
 - (9) 他の会員、第三者又は当方の財産、プライバシー又は名誉を侵害する行為
 - (10) 他の会員、第三者又は当方を誹謗中傷するような行為
 - (11) データベース等に不正に侵入する行為
 - (12) 本サービスの利用料金の支払い債務の履行を延滞又は拒否する行為
 - (13) 本規約のいずれかに違反する行為
 - (14) その他当方が不相当と判断した行為
2. 当方が会員に提供する全ての情報は、当方が法的権利を有するものであり、許可無く第三者への情報の転売、漏洩、それに類する行為の全てを、理由の如何を問わず禁じます。また、お申し込みをいただいた当サービスは、原則として、お申し込みをいただいた会員ご本人だけが得られる権利とします。
 3. 会員は、本サービス又は本サービスに含まれる一切の情報を、営業活動その他営利を目的とした行為又はその準備行為に利用してはならないものとします。
 4. 当方は、前各項に掲げる禁止行為を会員が行った場合又はその疑いが高いと認められる場合、当該会員との間で当方が提供するサービスに関して締結した全ての契約を取り消すことができるものとします。

第14条（個人情報の取り扱い）

当方は、個人情報保護法及び当方で掲げる個人情報保護方針に基づき、個人情報を適切に取り扱い、厳重に管理するものとします。

第15条（通知）

1. 当方は、会員に対する通知その他の連絡を、お申し込み時又は第6条に掲げる変更の届出時に会員から申出のあった電子メールアドレス宛てに、電子メールにより行うものとします。
2. 前項の通知は、当方に故意又は重過失がある場合を除き、かかる通知の通常到達すべきとき（電子メールによる場合は配信時）に会員に到達したものとみなします。
3. 会員全員に対する通知については、本サービスのホームページ上に通知内容を掲載することをもって、第1項の通知にかえることができるものとします。この場合、掲載された時点をもって、通知が到達したものとみなします。
4. 会員は、当方への通知その他の連絡を、基本的に電子メールの送信によって行うものとします。ただし、会員からの中途解約の旨及び契約期間の更新を行わない旨の連絡については、書面による通知のみを受け付けるものとします。
5. 前項の通知は、当該電子メールが判読できる状態で当方に到達した時点をもって到達したものとみなします。

第16条（譲渡等）

1. 当方は、会員に対し通知することにより、本規約に基づく当方の地位又は権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡することができるものとします。
2. 会員は、当方の事前の書面による承諾なく、本規約に基づく会員の地位及び権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、質入その他の担保設定その他の処分、賃貸又は一時使用をさせてはならないものとします。

第17条（会員規約違反等への対処）

1. 当方は、会員が本規約に違反した場合もしくはそのおそれのある場合の他、会員から当サービスの利用に関して当方にクレーム・請求等が寄せられ、かつ当方が必要と認めた場合、又はその他の理由で当方が必要と判断した場合は、当該会員に対し、以下のいずれか又はこれらを組み合わせた対処を講ずることがあります。
 - (1) 会員規約に違反する行為又はそのおそれのある行為を止めること、及び同様の行為を繰り返さないことを要求します。
 - (2) 当方に寄せられたクレーム・請求等の内容もしくはそれが掲載されている Web サイトのインターネット上の位置情報その他当該内容を知る方法を適切な方法でインターネット上に表示すること、又はクレーム・請求等の解消のための当事者間の協議（裁判外紛争解決手続きを含む）を行うことを要求します。
 - (3) 会員が発信又は表示する情報を削除することを要求します。
 - (4) 会員が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は閲覧できない状態に置きます。
 - (5) ID・パスワードの使用を一時停止とし、又は強制退会処分を行います。
 - (6) 悪質な場合や事件性のある場合は、必要に応じて、警察等に通報します。
2. 会員は、本条第1項の規定は当方に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、会員は、当方が本条第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当方を免責するものとします。
3. 会員は、本条第1項の第4号及び第5号の措置は、当方の裁量により事前に通知なく行われる場合があることを承諾します。

第18条（その他の事項）

会員は、本規約に定めのない事項については、当方が別に定めるところに従うものとします。

第19条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国の法規が適用されるものとします。

第20条（管轄裁判所）

本規約に関して会員と当方との間で訴訟の必要が生じた場合には、当方の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（附則）

本規約は、2010年2月1日から実施するものとします。

（附則）

この改正は、2015年3月26日から施行する。